

# 令和5年6月 農業委員会議事録

開催日：令和5年6月26日（月）  
場所：越谷市農業技術センター2階  
研修室  
開会時刻：午前 9時53分

越谷市農業委員会

1. 開催年月日 令和 5年 6月26日 ( 月 )

2. 開催場所 越谷市農業技術センター 2階研修室

3. 農業委員出欠状況

| 議席 | 氏 名     | 出欠 | 議席 | 氏 名     | 出欠 |
|----|---------|----|----|---------|----|
| 1  | 瀬 尾 守   | 出  | 8  | 宇田川 道 代 | 出  |
| 2  | 藤 井 光 昭 | 出  | 9  | 吉 田 佳 子 | 出  |
| 3  | 坂 卷 秀 雄 | 出  | 10 | 田 口 勲   | 出  |
| 4  | 山 崎 保 夫 | 出  | 11 | 荻 島 元 治 | 出  |
| 5  | 渋谷 喜代治  | 出  | 12 | 金 子 繁 雄 | 出  |
| 6  | 小 沼 真由美 | 欠  | 13 | 小 林 博   | 出  |
| 7  | 大 熊 敏 夫 | 出  | 14 | 三ツ木 宗 一 | 出  |

4. 農地利用最適化推進委員出欠状況

| 議席 | 氏 名     | 出欠 | 議席 | 氏 名     | 出欠 |
|----|---------|----|----|---------|----|
| 1  | 小早川 久 夫 | 出  | 8  | 飯 高 進   | 出  |
| 2  | 神 田 東 一 | 出  | 9  | 齋 藤 晃 一 | 欠  |
| 3  | 今 井 富士雄 | 出  | 10 | 鈴 木 喜 雄 | 出  |
| 4  | 林 信 雄   | 出  | 11 | 豊 田 佳 樹 | 出  |
| 5  | 岡 安 昇 治 | 出  | 12 | 松 沢 浩 之 | 出  |
| 6  | 関 根 栄   | 出  | 13 | 原 田 源 一 | 出  |
| 7  | 高 島 豊   | 出  |    |         |    |

5. 出席者 事務局長 関 根 正 和  
統括主幹 上 原 誠  
主 幹 草 間 真由美

(説明員) 開発指導課長 田 中 克 尚

## 6. 議 事

### ① 議 案

- 第1号議案 農地法第3条第1項の規定による許可について
- 第2号議案 農地法第4条第1項の規定による許可申請の意見決定について
- 第3号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の意見決定について
- 第4号議案 農用地利用集積計画（案）の決定について

### ② 報 告

- 第1号報告 農地法第4条第1項第7号の規定による届出の受理について
- 第2号報告 農地法第5条第1項第6号の規定による届出の受理について
- 第3号報告 農地の改良に係る届出について
- 第4号報告 農地所有適格法人報告書の受理について

7. 議 長                      越谷市農業委員会会長      金   子      繁   雄

8. 閉会時刻                  午前10時38分

## 9. 会議の内容

局長

では、定刻にはまだ時間ありますが、皆さんおそろいになりましたので、始めたいと思います。改めまして、皆様おはようございます。本日は、お忙しい中、お集まりいただきありがとうございます。

これより越谷市農業委員会会議を開会いたします。

開会に当たりまして、金子会長からご挨拶をお願いいたします。

会 長

おはようございます。どうもご苦労さまです。

今月の2日には越谷でも260ミリの大雨が降りまして、花田地区や新方地区でも水害が出てしまいました。ちょうど、その日私も大吉で代かきをしていたら、前が見えないほど雨が降ってきてしまい、途中でやめ、次の日に行ったら水浸しと。ここのところ奄美大島でも線状降水帯で3日間雨が降っていたようです。越谷でも何年ぶりかの水害でしたが、いつそういった水害が起きるか分かりませんので、農機具の管理なども考えていかなくتهはいけないと思っております。

世の中の気候も変わってきており、我々の体にも非常に厳しく、30度を超えたり20度ちょっとだったり、1日置きに温度が違うので、疲れも抜けないというのが現状かなと思います。

いつも言葉整いませんけれども、以上で冒頭の挨拶とさせていただきます。慎重審議よろしく願いいたします。

局長

ありがとうございました。

今日は、委員の小沼さんより欠席の旨、連絡がありましたので、ご報告いたします。出席委員は14名中13名で、定足数に達しておりますので、総会は成立しております。

それでは、越谷市農業委員会総会会議規則の規定により、金子会長に議事の進行をお願いいたします。

議長

ただいまより開催いたします。

まずは、本日の議事録署名委員ですが、総会運営申合せ事項により、私から 1 番の瀬尾委員、2 番の藤井委員を指名いたします。よろしくお願いいたします。

統 括 主 幹

それでは、第1号議案 農地法第3条第1項の規定による許可について、事務局より説明願います。

議案書の1ページを御覧ください。

第1号議案 農地法第3条第1項の規定による許可について説明します。

番号、譲渡人氏名、譲受人氏名の順に読み上げます。

それでは、1番の内容ですが、申請理由は営農拡張です。経営面積は3,223平方メートルです。通作距離は0.7キロメートル、農機具は完備しております。農業従事者は、譲受人含め2名です。

続きまして、2番の内容ですが、申請理由は営農拡張です。経営面積は3,240平方メートルです。通作距離は5キロメートル、農機具は完備しております。農業従事者は、譲受人1名です。

続きまして、3番の内容ですが、申請理由は営農拡張です。経営面積は7,906平方メートルです。通作距離は32キロメートル、農機具は完備しております。農業従事者は、譲受人含め4名です。

以上3件は、農地法第3条第2項の各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

事務局からは以上です。

議 長

ただいまの説明に関連して、現地調査の結果並びに補足説明を、1番について推進委員6番の関根委員、2番については推進委員7番の高島委員、3番については齋藤委員は欠席のため事務局よりお願いいたします。

それでは、1番について、関根委員よりお願いいたします。

6 番 推 進 委 員  
( 関 根 委 員 )

1番の件について補足説明します。

6月15日に現地を確認しております。申請地については、適正に管理、耕作されておりました。許可申請の目的は営農拡張であり、事務局説明のとおり、農業経営の状況、通作距離、農業従事者、所有する農機具等についても問題はありません。

以上、報告いたします。

議 長

ありがとうございました。

7 番推進委員  
(高島委員)

2 番について、高島委員よりお願いいたします。

2 番の件について補足説明します。

6 月15日に現地を確認しております。申請地については、適正に管理、耕作されておりました。許可申請の目的は営農拡張であり、事務局説明のとおり、農業経営の状況、通作距離、農業従事者、所有する農機具等についても問題はありません。

議 長

以上、ご報告いたします。ご審議のほどよろしく申し上げます。

ありがとうございました。

事 務 局

3 番について事務局よりお願いいたします。

3 番の件について事務局より補足説明いたします。

6 月15日に齋藤推進委員により現地を確認しており、申請地については、適正に管理、耕作されていたとの報告を受けております。許可申請の目的は営農拡張であり、事務局説明のとおり、農業経営の状況、通作距離、農業従事者、所有する農機具等についても問題はありません。

議 長

以上、報告いたします。ご審議のほどよろしく申し上げます。

ありがとうございました。

全 員

ただいまの説明について質疑はございませんか。

議 長

なし。

質疑はないということでございますので、以上で質疑を終結いたします。

続いて、採決を行います。

原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手を願います。

[挙手全員]

議 長

挙手は全員でございますので、原案のとおり許可と決定いたします。

続きまして、第2号議案 農地法第4条第1項の規定による許可申請の意見決定について、事務局より説明願います。

統 括 主 幹

議案書の2ページを御覧ください。

第2号議案 農地法第4条第1項の規定による許可申請の意見決定について説明します。

番号、申請人氏名の順に読み上げます。

それでは、1番の概要ですが、転用目的は住宅敷地の追認です。転用理由といたしまして、このたび現在住んでいる住宅の通路の地目が畑であることが判明しました。引き続き住宅の通路として利用することから、適法な土地にするための申請です。なお、令和5年5月31日付で、今後は法令を遵守し、厳重に注意する旨の顛末書が提出されております。また、線引き以前からの利用状況につきましては、当時の航空写真にて確認しております。

本件の農地区分は第1種農地ですが、農地法施行令第11条第1項第2号のイの不許可の例外に当たり、農地法施行規則第33条第4号の住宅に該当するものと考えます。また、資金や信用性などの立地条件以外の基準につきましては、添付書類等により適当であると考えます。

続きまして、2番の概要ですが、転用目的は住宅敷地の追認です。転用理由といたしまして、このたび現在住んでいる住宅の敷地の一部の地目が畑であることが判明しました。引き続き住宅の一部として利用することから、適法な土地にするための申請です。なお、令和5年5月26日付で、今後は法令を遵守し、厳重に注意する旨の顛末書が提出されております。また、線引き以前からの利用状況につきましては、当時の航空写真にて確認しております。

続きまして、3番の概要ですが、転用目的は駐車場です。転用理由といたしまして、現在申請人が居住する住宅敷地内には駐車スペースが少なく、所有する自動車の台数分の駐車場を確保するため、申請に及んだものです。

続きまして、4番の概要ですが、転用目的は駐車場です。転用理由といたしまして、現在は農地として耕作をしておりますが、申請者が高齢となり、今後農業を続けていくことが難しい状況にあり、このたび本件申請地を駐車場として貸してほしいとの要望があったので、困っている方に協力できればと考え、申請に及んだものです。

以上3件の農地区分につきまして、申請地の周辺は集落介在が進んだ一団、10ヘクタール未満の第2種農地と判断され、代替性が認めら

議 長

れませんので、立地条件に適合していると考えます。また、資力や信用性などの立地条件以外の基準につきましては、添付書類等により適当であると考えます。

事務局からは以上です。

4 番 委 員  
(山崎委員)

ただいまの説明に関連して、現地調査の結果並びに補足説明を、1番については山崎委員、2番については小林委員、3番については坂巻委員よりお願いいたします。4番については私から説明いたします。

では、1番について、山崎委員よりお願いいたします。

1番の件について説明いたします。

6月14日に現地を確認しております。申請地の現況は宅地、転用目的は住宅敷地の追認です。申請地の北側は既存宅地、南側は道路と接しており、西側には既存の生け垣が配置されております。西側と東側は申請人の畑に隣接しておりますが、申請地は畑より低いため、農地に被害を及ぼすおそれはないと判断いたします。

以上、報告いたします。ご審議よろしく申し上げます。

議 長

ありがとうございました。

1 3 番 委 員  
(小林委員)

2番について、小林委員よりお願いいたします。

2番の件について説明します。

6月13日に現地を確認しております。申請地の現況は宅地、転用目的は住宅敷地の追認です。隣地と接する東側には既存のフェンスが設置され、既に宅地として使用していることから、周囲に被害を及ぼすおそれはないと判断いたします。

以上、報告いたします。ご審議のほどよろしく申し上げます。

議 長

ありがとうございました。

3 番 委 員  
(坂巻委員)

3番について、坂巻委員よりお願いいたします。

3番の件につきましてご説明いたします。

6月14日に現地を確認しております。申請地の現況は畑、転用目的は駐車場です。南西側を出入口とし、周囲にコンクリートブロックを設置することから、周囲に被害を及ぼすおそれはないと判断いたします。

議

長

ご審議のほどよろしく願いいたします。

ありがとうございました。

4 番について私から説明いたします。

4 番の件について説明いたします。6 月 15 日に現地を確認しております。申請地の現況は田、使用目的は駐車場です。出入口部分を除き周囲にコンクリートブロック及びフェンスを設置して区画するため、隣地に被害を及ぼすおそれはないと判断いたします。

以上、報告いたします。ご審議のほどよろしく願いいたします。

ただいまの説明について質疑はございませんか。

全

員

なし。

議

長

質疑はないということでございますので、以上で質疑を終結いたします。

続いて、採決を行います。

原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手を願います。

〔挙手全員〕

議

長

挙手は全員でございますので、原案のとおり許可相当と意見決定いたします。

続きまして、第 3 号議案 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請の意見決定についての 1 番から 6 番について、事務局より説明願います。

統 括 主 幹

議案書の 3 ページを御覧ください。

第 3 号議案 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請の意見決定についての 1 番から 6 番について説明します。

番号、譲渡人氏名、譲受人氏名の順に読み上げます。

それでは、1 番の概要ですが、転用目的は住宅です。転用理由といたしまして、譲受人は現在市内にある賃貸住宅に夫婦と子供 2 人、計 4 人で居住しておりますが、手狭となり戸建て住宅の建築を計画し、土地を探していたところ、申請地の近隣には小学校もあり、実家にも近く、将来お互い助け合える最適な場所と考え、申請に及んだものです。

本件は、令和5年5月の総会にて、目的が住宅でご審議をいただき農地法第5条許可相当の意見決定をいただいたものでございます。しかし、譲受人の都合により令和5年6月2日に申請の取下げがあり、所有権を単独名義から夫婦の共有名義にするために新たに申請するものです。

本件の農地区分は第1種農地ですが、農地法施行令第11条第1項第2号イの不許可の例外に当たり、農地法施行規則第33条第4号の住宅に該当するものと考えます。また、資金や信用性などの立地条件以外の基準につきましては、添付書類等により適当であると考えます。

続きまして、2番の概要ですが、転用目的は住宅です。転用理由といたしまして、譲受人は現在市外の職員宿舎に夫婦で居住しておりますが、このたび、夫の出生地であり、親類が多く住む市内に戸建て住宅の建築を計画し、土地を探していたところ、申請地は叔父の住まいにも近く、将来お互い助け合える最適な場所と考え、申請に及んだものです。

続きまして、3番の概要ですが、転用目的は敷地拡張（住宅）です。転用理由といたしまして、現在譲受人が居住する住宅敷地は駐車スペースが狭く、土地を探していたところ、隣接する土地所有者の同意が得られ、申請に及んだものです。

続きまして、4番の概要ですが、転用目的は住宅です。転用理由といたしまして、譲受人は現在市内の賃貸住宅に夫婦と子供1人、計3人で居住しておりますが、家財道具が増え手狭となったため、戸建て住宅の建築を計画し、土地を探していたところ、申請地は両親の住まいにも程近く、将来、両親の介護等、お互い助け合える最適な場所と考え、申請に及んだものです。

続きまして、5番の概要ですが、転用目的は資材置場です。転用理由といたしまして、譲受人は令和3年に市外に本店を置き、主に産業廃棄物収集運搬業を営む法人です。現在借用している資材置場の賃貸借契約が期間満了を迎えるため、土地を探していたところ、申請地は廃棄物の処理施設等へのアクセスがよく、土地利用者の同意が得られ

議 長

9 番 委 員  
(吉田委員)

議 長

1 番 委 員  
(瀬尾委員)

たので、申請に及んだものです。

続きまして、6番の概要ですが、転用目的は住宅です。転用理由といたしまして、譲受人は現在市内の両親の住宅に居住しておりますが、戸建て住宅の建築を計画し、土地を探していたところ、申請地は両親の住まいにも程近く、将来両親の介護等、お互い助け合える最適な場所と考え、申請に及んだものです。

以上5件の農地区分につきましては、申請地の周辺は集落介在が進んだ一団、10ヘクタール未満の第2種農地と判断され、それぞれ代替性が認められませんので、立地条件に適合していると考えます。また、資力や信用性などの立地条件以外の基準につきましては、添付書類等により適当であると考えます。

事務局からは以上です。

ただいまの説明に関連して、現地調査の結果並びに補足説明を、1番及び2番について吉田委員、3番から5番について瀬尾委員、6番について渋谷委員よりお願いいたします。

それでは、1番及び2番について、吉田委員よりお願いいたします。

1番の件について説明いたします。

6月13日に現地を確認しております。申請地の現況は畑、転用目的は住宅です。西側出入口部分を除き、周囲をコンクリートブロックで区画することから、隣地に被害を及ぼすおそれはないと判断いたします。以上、報告いたします。

続きまして、2番の件について説明いたします。同じく6月13日に現地を確認しております。申請地の現況は畑、転用目的は住宅です。西側出入口部分を除き、周囲をコンクリートブロックにて区画することから、隣地に被害を及ぼすおそれはないと判断いたします。

以上、報告いたします。

ありがとうございました。

3番から5番について、瀬尾委員よりお願いいたします。

まず、3番についてご説明いたします。

6月の13日に現地確認をしております。申請地の現況は畑、転用目

議長

5 番 委 員  
( 渋谷 委員 )

議長

2 番 委 員  
( 藤井 委員 )

開発指導課長

的は住宅の敷地拡張でございます。北側の宅地と接する部分を除いて周囲をコンクリートブロックにて区画することから、隣地に被害を及ぼすおそれはないと判断いたします。以上、ご報告いたします。

続きまして、4番の件についてご説明いたします。同じく6月13日に現地確認をしております。申請地の現況は田、転用目的は住宅であります。東側出入口部分を除いて周囲をコンクリートブロックにて区画することから、隣地に被害を及ぼすおそれはないと判断いたします。以上、ご報告いたします。

続きまして、5番の件についてご説明いたします。同じく6月13日に現地確認をしております。申請地の現況は田、転用目的は資材置場です。東側出入口部分を除いて周囲をコンクリートブロック及びネットフェンスにて区画することから、隣地に被害を及ぼすおそれはないと判断いたします。

以上、ご報告いたします

ありがとうございました。

6番について、渋谷委員よりお願いいたします。

6番の件についてご説明します。

6月13日に現地を確認しております。申請地の現況は畑、転用目的は住宅です。北側と東側の出入口部分を除き、周囲をコンクリートブロック及びフェンスにて区画することから、隣地に被害を及ぼすおそれはないと判断します。

以上、報告します。ご審議のほどよろしく申し上げます。

ありがとうございました。

ただいまの説明について質疑はございませんか。

はい、どうぞ。

2番の藤井でございます。5番目の資材置場の件についてお尋ねします。

開発地に接する道路で斜めに細い道がありますけれども、この道に関しての道路後退はあるのでしょうか、ご説明をお願いします。

お答えいたします。

2 番 委 員  
(藤井委員)

開発指導課長

議 長

2 番 委 員  
(藤井委員)

議 長

全 員

議 長

議 長

統 括 主 幹

開発地に接する市道10481号線については、我々のほうから原道の中心から水路敷を除いて3.0メートル後退し、分筆、帰属を要請しております。既に帰属を受理しております。

以上です。

そうすると、現状としては道路整備はされるということですね。

そうです。今回の造成に伴い、開発者で道路整備を行うこととなります。

よろしいですか。

はい。図面に表示がしていなかったもので、質問させていただきました。

ほかに。

なし。

ほかにないようですので、以上で質疑を終結いたします。

続いて、採決を行います。

原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手を願います。

[挙手全員]

挙手は全員でございますので、原案のとおり許可相当と意見決定いたします。

続きまして、第3号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の意見決定についての7番から11番について、事務局から説明願います。

議案書の3ページ及び4ページを御覧ください。

第3号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の意見決定についての7番から11番について説明します。

番号、譲渡人氏名、譲受人氏名の順に読み上げます。

それでは、7番の概要ですが、転用目的は住宅です。転用理由といたしまして、譲受人は現在市外の母の所有する住宅に夫婦と子供1人、計3人で居住しておりますが、家財道具が増え手狭になったため戸建て住宅の建築を計画し、土地を探していたところ、申請地は両親、叔

母の住まいにも程近く、将来お互い助け合える最適な場所と考え、申請に及んだものです。

続きまして、8番の概要ですが、転用目的は住宅です。転用理由といたしまして、譲受人は現在市外の両親の住宅に居住しておりますが、家財道具が増え手狭になったため戸建て住宅の建築を計画し、土地を探していたところ、申請地は両親の住まいにも程近く、将来お互いに助け合える最適な場所と考え、申請に及んだものです。

続きまして、9番の概要ですが、転用目的は住宅です。転用理由といたしまして、譲受人は現在市外の賃貸住宅に夫婦と子供1人、計3人で居住しておりますが、家財道具が増え手狭になったため、戸建て住宅の建築を計画し、土地を探していたところ、申請地は両親の住まいにも程近く、将来お互い助け合える最適な場所と考え、申請に及んだものです。

続きまして、10番の概要ですが、転用目的は敷地拡張（住宅）です。転用理由といたしまして、借人は同所に居住しておりますが、現在の住宅の老朽化が進み、家族が安心して暮らせる耐震性に優れた住宅の建て替えを計画しましたが、3世代5人が住む住宅敷地としては狭いため、隣接する農地の一部を敷地として一体利用したいと考え計画したところ、土地所有者の同意が得られ、申請に及んだものです。

続きまして、11番の概要ですが、転用目的は住宅です。転用理由といたしまして、譲受人は現在市外の賃貸住宅に夫婦で居住しておりますが、家財道具が増え手狭になったため、十分な居住空間を確保できる戸建て住宅の建築を計画し、土地を探していたところ、申請地は叔母の住まいにも近く、将来お互いに助け合える最適な場所と考え、申請に及んだものです。

本件は、令和5年3月の総会にて、目的が住宅でご審議をいただき農地法第5条許可相当の意見決定により4月に許可されたものでございます。しかし、譲受人の都合により令和5年5月26日に許可を取り消し、所有権を単独名義から夫婦の共有名義にするために新たに申請するものです。

|           |   |                                                                                                                                                                       |
|-----------|---|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|           |   | <p>以上5件の農地区分につきましては、申請地の周辺は集落介在が進んだ一団、10ヘクタール未満の第2種農地と判断され、それぞれ代替性が認められませんので、立地条件に適合していると考えます。また、資力や信用性などの立地条件以外の基準につきましては、添付書類等により適当であると考えます。</p> <p>事務局からは以上です。</p> |
| 議         | 長 | <p>ただいまの説明に関連して、現地調査の結果並びに補足説明を、7番については坂巻委員、8番及び9番については田口委員、10番及び11番については藤井委員よりお願いいたします。</p> <p>それでは、7番について、坂巻委員よりお願いいたします。</p>                                       |
| 3 番 委 員   |   | <p>7番の件について説明いたします。</p>                                                                                                                                               |
| (坂巻委員)    |   | <p>6月14日に現地を確認しております。申請地の現況は田、転用目的は住宅です。東側の出入口部分を除き、周囲にコンクリートブロック及びフェンスを設置し区画することから、隣地に被害を及ぼすおそれはないと判断いたします。</p> <p>ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>                           |
| 議         | 長 | <p>ありがとうございました。</p> <p>8番及び9番について、田口委員よりお願いいたします。</p>                                                                                                                 |
| 1 0 番 委 員 |   | <p>それでは、8番及び9番の件について説明をいたします。</p>                                                                                                                                     |
| (田口委員)    |   | <p>6月15日に現地を確認しております。申請地の現況は田で、転用目的は住宅です。西側の出入口部分を除き、コンクリートブロックにて区画することから、周囲に被害を及ぼすおそれはないと判断いたします。</p> <p>以上、報告いたします。ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>                          |
| 議         | 長 | <p>ありがとうございました。</p> <p>10番及び11番について、藤井委員よりお願いいたします。</p>                                                                                                               |
| 2 番 委 員   |   | <p>10番の件についてご説明いたします。</p>                                                                                                                                             |
| (藤井委員)    |   | <p>6月13日に現地を確認しております。申請地の現況は畑、転用目的は住宅の敷地拡張です。南側と東側の宅地に接する部分を除き、周囲をコンクリートブロックにて区画することから、隣地に被害を及ぼす</p>                                                                  |

議  
全  
議

長  
員  
長

おそれはないと判断いたします。以上、報告いたします。

続きまして、11番の件につきましてご説明いたします。同じく6月13日に現地を確認しております。申請地の現況は畑で、転用目的は住宅です。道路に隣接する東側及び南側部分を除き、コンクリートブロックを設置することから、隣地に被害を及ぼすおそれはないと判断いたします。

以上2件、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

ありがとうございました。

ただいまの説明について質疑はございませんか。

なし。

質疑はないということでございますので、以上で質疑を終結いたします。

続いて、採決を行います。

原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手を願います。

〔挙手全員〕

挙手は全員でございますので、原案のとおり許可相当と意見決定いたします。

続きまして、第4号議案 農用地利用集積計画（案）の決定について、事務局から説明願います。

統 括 主 幹

このたび農用地利用集積計画の根拠法である農業経営基盤強化促進法が改正され、農用地利用集積計画は法の本則からは削除されました。農業経営基盤強化促進法附則第5条第1項の規定により、令和5年4月1日の施行日から起算して2年を経過する日までは、従前の例により新たに定めることとされています。このため施行日以前の旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により農用地利用集積計画の策定に当たり、農業委員会にご審議をお願いするものです。

それでは、議案書の5ページを御覧ください。

第4号議案 農用地利用集積計画（案）の決定について説明します。

番号、利用権の設定を受ける者、利用権を設定する者、設定面積、期間の順に読み上げます。

議  
全  
議

長  
員  
長

1 番、4 筆の合計面積は1,904平方メートル、再設定で期間は3年で  
す。

本計画案は、旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の要件を  
満たしていると考えます。

事務局からは以上です。

ただいまの説明について質疑はございませんか。

なし。

質疑はないということでございますので、以上で質疑を終結いたし  
ます。

続いて、採決を行います。

原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手を願います。

〔挙手全員〕

議

長

挙手は全員でございますので、原案のとおり決定いたします。

続きまして、報告でございます。

事務局から説明願います。

統 括 主 幹

それでは、報告に移らせていただきます。

議案書の6ページです。第1号報告 農地法第4条第1項第7号の  
規定による届出の受理について、1件の届出がありました。届出内容  
につきましては、記載のとおりです。

続きまして、議案書の7ページから9ページです。第2号報告 農  
地法第5条第1項第6号の規定による届出の受理について、14件の届  
出がありました。届出内容につきましては、記載のとおりです。

第1号報告、第2号報告につきましては、添付書類も含め完備して  
おりましたので、事務局長専決により書類を受理し、受理通知書を交  
付いたしました。

続きまして、議案書の10ページです。第3号報告 農地の改良に係  
る届出について、1件の届出がありました。内容につきましては、田  
畑転換です。

続きまして、議案書の11ページです。第4号報告 農地所有適格法  
人報告書の受理について、今回1件の報告が提出されました。農地所

議

長

有適格法人は、農地法第6条第1項の規定により、毎年事業状況等を農業委員会に報告しなければならないこととされております。また、農地法施行規則第58条第1項では、毎事業年度の終了後3か月以内に農業委員会に報告書を提出しなければならないこととなっております。

1番の法人につきましては、事業年度終了が2月末であり、令和5年5月9日付で報告書の提出がございました。農地所有適格法人たる要件を満たしているか否かを渋谷委員に確認していただき、適正と判断されたことで受理いたしました。

報告事項は以上です。

以上をもちまして、本日の議事は全て終了いたしました。慎重審議をいただき、誠にありがとうございました。

次回の農業委員会会議の開催日程でございますが、7月25日火曜日午前10時からこの会議室で行います。

(閉会時刻：午前10時38分)

上記のとおり相違ないことを証するため署名する。

令和5年 6月26日

議 長

署名委員

署名委員